

利根町戦没者追悼式 開催のお知らせ

先の大戦において、お亡くなりになられた多くの英霊に対して追悼の意を表すとともに、遺族の方々の苦勞をねぎらい、町民の総意として恒久平和を祈念するたため戦没者追悼式を開催いたします。

この追悼式には、町内在住の遺族の方をはじめ、一般の町民の方もご自由に参列できますので、たくさんの方々のご参列をお願い申し上げます。

日時 8月20日(火) 受付時間：午前10時～
開 会：午前11時～(式は1時間程度)
会場 利根町公民館 多目的ホール ☎68-7881
主催 利根町

※参列は無料です。
当日は、追悼式専用の循環バスを運行します。一般の方も利用できます。
なお、バスの時刻については、下記時刻表をご確認ください。

戦没者追悼式送迎バス時刻表

○福祉バスのバス停に停車いたします

停留所名	Aコース	
	行き(往路)	帰り(復路)
利根町生涯学習センター	9:45	12:38
中谷☆	9:46	12:37
福木☆	9:47	12:36
国保診療所	9:48	12:35
羽中入口☆	9:49	12:34
ニュータウン東☆	9:50	12:33
風の公園☆	9:51	12:32
ショッピングセンター前☆	9:52	12:31
油内	9:53	12:30
ヤオコー前	9:54	12:29
布川神社下	9:55	12:28
利根町商工会前☆	9:56	12:27
星保金物店前	9:57	12:26
永田モータース前☆	9:57	12:26
利根郵便局前	9:58	12:25
油内	10:00	12:23
布川東前☆	10:00	12:23
利根配水場☆	10:02	12:21
とねっ子公園前☆	10:03	12:20
利根町役場	10:04	12:19
フレッシュタウン入り口☆	10:05	12:18
押付新田☆	10:06	12:17
押付本田☆	10:06	12:17
羽根野☆	10:08	12:15
羽根野台区民センター前☆	10:08	12:15
羽根野台防災倉庫前	10:09	12:14
公園前☆	10:09	12:14
わくわく広場前	10:10	12:13
利根町公民館	10:13	12:10

停留所名	Bコース	
	行き(往路)	帰り(復路)
利根町生涯学習センター	9:45	12:31
旧東文間小学校☆	9:46	12:30
立崎十字路☆	9:47	12:29
加納新田上坪☆	9:48	12:28
利根東部集落センター☆	9:48	12:28
加納新田中坪☆	9:49	12:27
惣新田下坪	9:51	12:25
惣新田中坪	9:52	12:24
惣新田上坪	9:53	12:23
坂田商店前☆	9:54	12:22
やまなみ園前	9:55	12:21
地脇商店前☆	9:55	12:21
文間地区集落センター	9:56	12:20
押戸☆	9:57	12:19
奥山☆	9:57	12:19
もえぎ野台3丁目	9:58	12:18
もえぎ野台自然公園前☆	9:59	12:17
ランドローム前	9:59	12:17
横須賀	10:02	12:14
天神様前	10:03	12:13
早尾台東☆	10:03	12:13
NPO あさひ前☆	10:03	12:13
わくわく広場前	10:04	12:12
利根町公民館	10:06	12:10

- ☆印は、大利根交通バス停付近。
- 交通状況により多少の差異が生じる場合がありますので、余裕をもってお待ちください。
- 復路については、式典終了時刻により運行時刻を変更することがあります。
- 時刻表に記載されていないバス停には停車いたしませんので、乗車の際にはご注意ください。

問い合わせ先 役場福祉課 高齢介護係
☎68-2211 (内線337)

消費生活相談だより

〜原野商法の二次被害にご注意!〜

過去に過疎地の原野を「高速道路ができる予定の土地」、「大企業の工場予定地の候補地」、「大型ショッピングセンターを作る計画がある」などと偽って、高齢者に強引に売りつける事例が多発しました。

原野なので、不動産業者に相談しても売ってもらえず、利用もできないため、固定資産税のみ支払っていくことに悩んでいる方が多くいます。所有する原野を自分が生きていくうちに処分したい方や原野の所有者が亡くなり相続した方の悩みに付け込み、「高値で買い取る」「高値で貸してほしい」などと、電話やチラシが入ることがあります。

怪しい話にご用心!

右記のように、「高値で買い取る」、「高値で貸してほしい」など、こちら側に有利な話をしますが、そのようなうまい話はありません。「測量費用」や「手続き費用」などと言ってお金を請求されたり、「売るには広さが足りないから新たに隣地の原野を購入してまとめて売りましょう」などと勧誘し、購入後は連絡が途絶えたり、「貸したとたんにゴミの不法投棄をされてしまい、その処理費用を負担しなければならなくなる」こともあります。

二次的な勧誘があったら、まずは原野の住所地の市町村窓口にお問い合わせみましょう!

参考：(独)国民生活センター、消費者庁のホームページ

おかしいと思われたらご相談ください!

- 相談窓口 ①役場経済課 消費生活相談窓口 毎週火曜日 午前10時～午後5時(正午～午後1時の時間を除く)
☎68-2211 (内線324)
お問い合わせ先 お電話でも匿名でも、消費生活相談員がご相談をお受けしています。
- ②火曜日以外の平日と日曜日は、茨城県消費生活センターへ 午前9時～午後5時(日曜日は電話のみ)
☎029-225-6445
- ③土曜日は、188(いややの消費者ホットラインで国民生活センターへ)
なお、近隣市町村へのご相談はご遠慮ください。

商工会だより 消費税の軽減税率制度開始とレジ補助金の期限について

レジ補助金期限は今年の9月末まで!

令和元年10月に消費税率10%へ引き上げに合わせて実施される消費税軽減税率制度で、軽減税率対応(複数税率)への対応が必要となる企業・小規模事業者などの方々へのレジや受発注システムを導入・改修する方への国の補助制度があります。

- プレミアム付き商品券チラシの訂正について
- 役場からのご案内に同封しましたチラシ中、利根郵便局の電話番号に誤りがありました。正しくは「68-2001」となります。訂正してお詫びいたします。

レジの導入等支援

【概要】中小企業・小規模事業者の方がレジや販売機を使用して日ごろから軽減税率対象商品を販売しており、複数税率に対応するレジや券売機の新規導入(入替)や複数税率対応のための既存レジや券売機の改修をする場合に、その経費の一部を補助する制度です。(レジには、POS機能のないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます)

【対象者】軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売事業者など

【補助率】導入・改修費用：原則3/4
導入費用が3万円未満の機器を1台のみ導入する場合：4/5
タブレットなどの汎用機器：1/2

問い合わせ先 軽減税率対策補助金事務局 ☎0120-398-111
利根町商工会 ☎68-7417

【補助額上限】レジまたは券売機、1台あたり20万円。

さらに、新たに行う商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台あたり20万円を加算。複数台を導入する場合などは、1事業者あたり200万円を上限。

【補助対象】レジ本体、券売機、レジ付属機器、機器設置に要する経費、商品マスタの設定費用

【完了期限】令和元年9月30日(月)